

第3章 人口と財政の長期的な概況と見通し

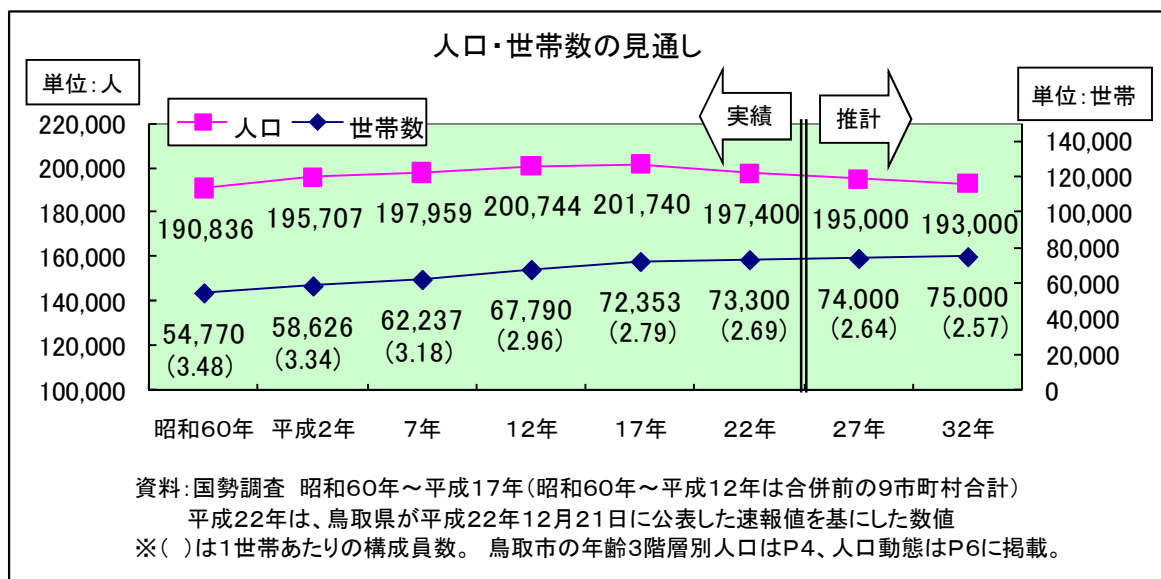
1 人口・世帯数の見通し

日本の人口は、明治32年（1899年）に人口動態の統計を取り始めて以来、平成17年（2005年）にはじめて減少に転じ、その後もこの傾向は続くものと予測されており、平成22年（2010年）から10年間で3.5%減少し、45年後には9千万人を割ると見込まれています（国立社会保障・人口問題研究所予測¹）。

本市の人口においても、少子化や生産年齢人口の流出超過などから、平成17年の国勢調査人口201,740人をピークに減少傾向に転じております。

本市の人口は、過去の人口データとこの計画期間中に特に重点的に取り組む「鳥取市雇用創造戦略方針」「鳥取市若者定住戦略方針」などにより見込まれる成果を踏まえ推計すると、平成27年（2015年）には、195,000人、平成32年（2020年）には193,000人（10年間で2.2%減少）と緩やかな減少傾向となるものと予測されます。

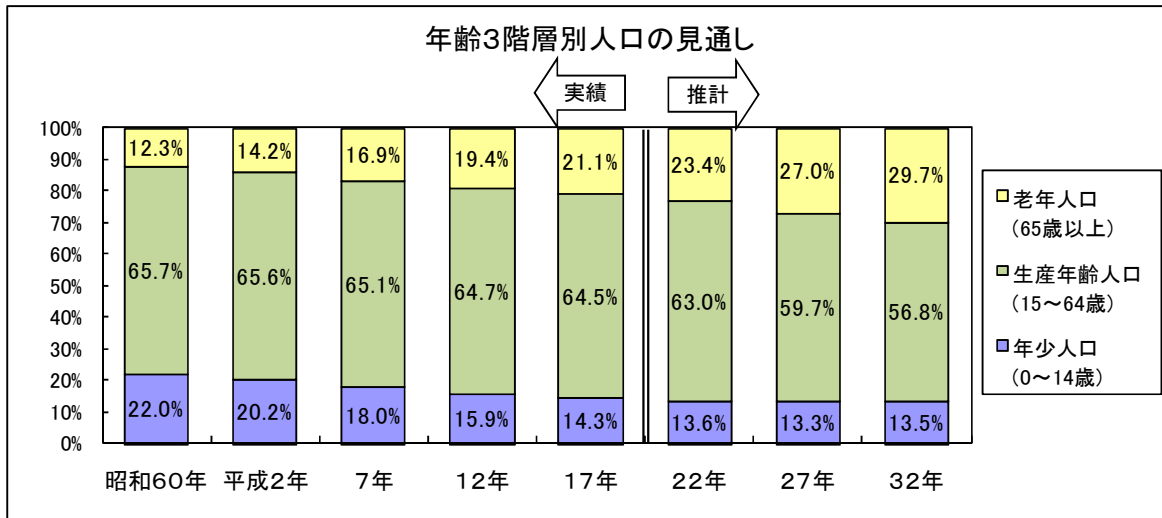
また、世帯数は、過去の推移から平成32年には75,000世帯、1世帯あたりの世帯人員は2.57人と予測され、今後も核家族世帯や単独世帯の増加が続くものと予測されます。



2 年齢階層別人口の見通し

年齢階層別の人口では、平成17年21.1%であった本市の老年人口割合は、平成32年には8.6%上がり29.7%になると予測され、高齢化が一層進展すると予測されます。一方、平成17年14.3%であった本市の年少人口割合は、平成27年には1.0%下がり13.3%になることが予測され少子化が進み、生産年齢人口割合は、平成17年64.5%であったものが、平成32年に7.7%下がり56.8%となり、働く世代の人口構成に占める割合が減少することが予測されます。

¹日本の将来推計人口（平成18年12月推計）出生中位、死亡中位推計



(単位: 人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
0~14歳	42,009	39,438	35,694	31,995	28,948	26,800	26,000	26,000
15歳~64歳	125,412	128,383	128,774	129,843	130,141	124,400	116,400	109,600
65歳以上	23,415	27,886	33,491	38,906	42,651	46,200	52,600	57,400
合計	190,836	195,707	197,959	200,744	201,740	197,400	195,000	193,000

資料: 国勢調査 昭和60年~平成17年(昭和60年~平成12年は合併前の9市町村合計)

平成22年は、現時点で年齢3階層別人口が公表されていないため、推計値を掲載しています。

3 長期財政の見通し

本市は、年々厳しさを増す財政状況の中で、第5次鳥取市行財政改革大綱(構想期間:平成22~26年度)に基づく経費の削減を図るとともに、選択と集中による事業精査など、将来にわたる行財政運営に大きな支障を及ぼさないよう、中長期的な展望に立ち、安定した財政構造の確立を進めています。

歳入については、人口減少や地価下落の影響を受け、市税が中長期的に減少すると見込んでいます。また、地方交付税¹については、税財源移譲等の見直しに伴う減少と市税減収の影響や臨時財政対策債²の償還に充当する需要額などを相殺すると、ほぼ横ばいを見込まれますが、平成27年度以降は段階的に廃止される合併算定替³の影響を受け、大幅に減少すると見込んでいます。

歳出については、生活保護費等の扶助費は増加傾向となると見込まれます。将来にわたる健全な財政基盤の構築に向け、人件費等の削減や公債費⁴の抑制を推進し、適正な財政規模としていきます。

また、基本計画期間中には、市庁舎統合新築、河原インター山手工業団地整備、東部広域行政管理組合の可燃物処理場整備に係る経費などの大規模プロジェクト

¹地方交付税: 地方公共団体間の税源の不均衡を調整し、一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、国税のうち、所得税、酒税、消費税等の一定の割合を、国が地方公共団体に対して交付する税をいう。

²臨時財政対策債: 国の地方財政対策の制度改正により平成13年度から新たに設けられた特例地方債で、国から自治体に分配する地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として借入れするもの。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、後年度の地方交付税に算入されることとなっている。

³合併算定替: 合併後10年間は、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税の不利益を被ることがないように配慮された制度。

⁴公債費: 地方公共団体が借入れた地方債の元金及び利子の償還金をいう。

を見込んだ推計としています。なお、このプロジェクトに係る財源については、国庫補助金や有利な交付税措置のある合併特例債¹などを充当し、後年度負担を軽減して財政健全化に努めます。

歳入の見通し

(単位:百万円)

項目	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
市税	23,120	23,274	23,308	23,285	22,675	22,700	22,755	22,366	22,433	22,419
地方譲与税・交付金	3,357	3,357	3,357	3,357	3,357	3,357	3,357	3,357	3,357	3,357
地方交付税	22,590	24,916	24,885	25,041	25,142	25,008	24,270	23,706	22,895	22,633
国・県支出金	16,200	15,531	16,134	16,313	15,697	16,051	16,416	16,791	17,179	17,578
市債	8,297	7,304	11,856	13,108	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
繰入金	201	1,240	1,238	2,829	150	150	150	150	150	221
その他	10,906	12,446	12,383	12,321	12,259	12,199	12,137	12,076	12,015	11,955
歳入計	84,671	88,067	93,161	96,253	85,281	85,465	85,085	84,447	84,028	84,162

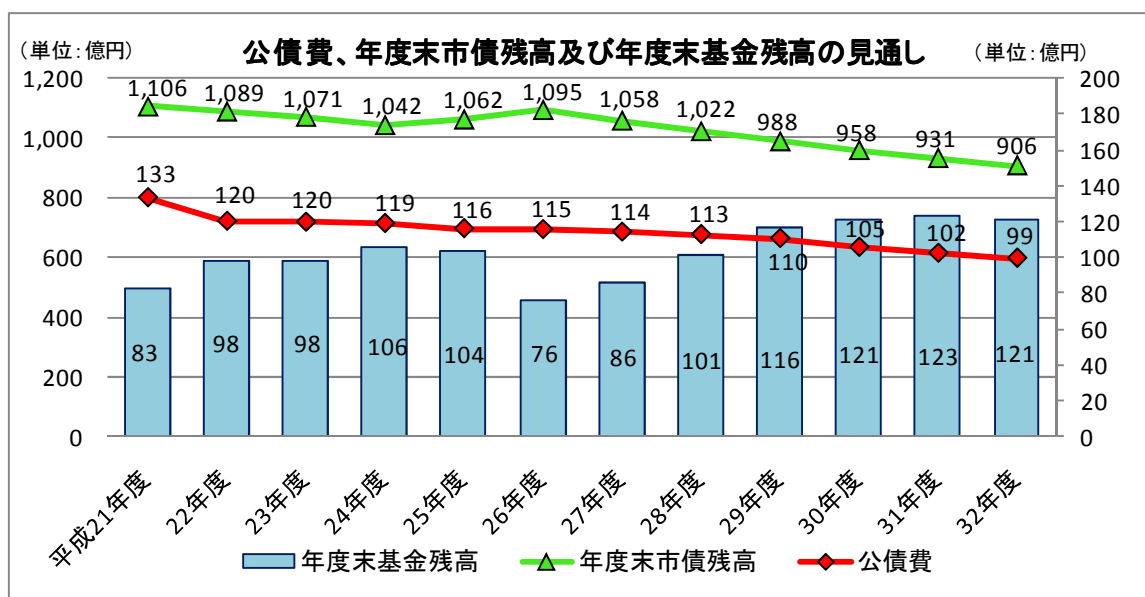
歳出の見通し

(単位:百万円)

項目	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
人件費	11,887	12,106	12,189	11,714	11,588	11,456	11,346	11,814	11,528	11,820
物件費	11,125	10,066	9,966	9,866	9,767	9,670	9,573	9,477	9,382	9,289
維持補修費	681	681	681	681	681	681	681	681	681	681
扶助費	15,024	15,475	15,939	16,417	16,910	17,417	17,939	18,478	19,032	19,603
補助金・負担金等	9,232	8,729	8,672	8,616	8,560	8,504	8,449	8,394	8,339	8,285
普通建設事業	6,978	9,440	15,481	19,724	7,449	7,056	6,522	6,522	6,522	6,522
公債費	12,105	11,883	11,592	11,539	11,399	11,262	11,039	10,545	10,212	9,939
積立金	116	2,111	1,011	12	1,190	1,627	1,689	634	375	12
繰出金	10,663	10,716	10,770	10,824	10,878	10,932	10,987	11,042	11,097	11,153
その他	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860
歳出計	84,671	88,067	93,161	96,253	85,281	85,465	85,085	84,447	84,028	84,162

※市債は、臨時財政対策債のしくみが継続されることを前提としています。

※市債、繰入金及び普通建設事業費が平成 25 から 26 年度にかけて増えている要因は、市庁舎統合新築、河原インター山手工業団地整備、東部広域可燃物処理場整備に係る経費などの大規模プロジェクトによるものです。



¹合併特例債：合併に際しての財政上の支援措置。合併後 10 年間に限り「新しいまちづくり」のため特に必要と認められる事業や地域振興等のための基金造成について、その事業費の概ね 95%の借入れが認められ、元利償還金の 70%が後年度の普通交付税の算定の基礎に算入される。